平成 31 年 3 月 14 日(木)
第 5 回地域福祉計画策定委員会資料 1
健康福祉部福祉課

上越市第 2 次地域福祉計画（案）新旧対照表

	該当ページ	新（パブリックコメント後）	旧（パブリックコメント前）	修正理由
1	表紙	上越市第 2 次地域福祉計画 （案） 平成　年　月　日	上越市第 2 次地域福祉計画 （案） 平成　年　月　日 健康福祉部　福祉課	市全体で取り組むため
2	はじめに	こうした中、国は、子どもや障害のある人、高齢者など全ての人々が「地域、暮らし、生きがい」を共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現を提唱しています。	こうした中、国は、高齢者や障害のある人、子どもなど全ての人々が「地域、暮らし、生きがい」を共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現を提唱しています。	計画内での記載順序を統一するため
3	目次	第 1 章　策定に当たって ６　計画における実施主体ごとの主な役割等	第 1 章　策定に当たって ６　計画における実施主体ごとに期待される主な役割	本文の修正に伴うもの
4		第６章　上越市版地域包括ケアシステムの構築に向けて ３　目指すべき状態 （参考）市の相談体制（平成 31 年 4 月～）	第６章　上越市版地域包括ケアシステムの構築に向けて ３　目指すべき状態 （参考）市の相談体制（平成 30 年 12 月現在）	
5	4 ページ	６　計画における実施主体ごとの主な役割等 表を「⑴ 市」と「⑵ 関係機関」に分割 ※　詳細は、修正後の計画（案）を参照してください。	６　計画における実施主体ごとに期待される主な役割	市と関係機関の役割の違いの明確化
6		表区分「住民組織・ボランティア組織等」	表区分「ボランティア組織」	パブリックコメントの反映
7	16 ページ	④　助けを求めることができる市民意識の向上 （略）近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ります。	④　助けを求めることができる市民意識の向上 （略）近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、すこやかサロンや自殺予防に関する研修会などの機会を通じて、市民意識の向上を図ります。	

	該当ページ	新（パブリックコメント後）	旧（パブリックコメント前）	修正理由
8	16ページ	⑤　相談窓口の周知 個人の状況に応じて適切な相談窓口が選択できるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、相談窓口を周知します。	⑤　相談窓口の周知 個人の状況に応じて適切な相談窓口が選択できるよう、広報上越や市のホームページ等で相談窓口を周知します。	パブリックコメントの反映
9	24ページ	③　ボランティア・ＮＰＯ等の活動支援 （略）また、地域コミュニティ活動を促進するため、地域の課題解決や活性化に取り組む町内会などへの地域づくりアドバイザーの派遣などを通じて、地域のために主体的に行動する人材の育成を図ります。	③　ボランティア・ＮＰＯ等の活動支援 （略）また、地域コミュニティ活動を促進するため、地域の課題解決や活性化に取り組む町内会などへ地域づくりアドバイザーを派遣するなど、地域の主体的な取組を支援します。	
10	25ページ	②　上越市版地域包括ケアシステムの構築 子どもや障害のある人、高齢者など、全ての人を対象とした上越市版地域包括ケアシステムの構築に取り組み、誰もが安心して暮らせるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めます。	②　上越市版地域包括ケアシステムの構築 障害のある人や高齢者など、全ての人を対象とした上越市版地域包括ケアシステムの構築に取り組み、誰もが安心して暮らせるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めます。	計画内での表現を統一するため
11	32ページ	真ん中の円中の文言 子どもや障害のある人、高齢者など誰もが住み慣れた地域ですこやかに暮らすために、地域に想いを持ちながら、自分でできることから始めてみましょう	真ん中の円中の文言 子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域ですこやかに暮らすために、地域に想いを持ちながら、自分でできることから始めてみましょう	文言の修正
12		「生きがい・居場所」の文言 ・子どもや障害のある人、高齢者など誰もが地域で気軽に集える場所があり、気軽に交流できる環境が整っている。 （略）	「生きがい・居場所」の文言 ・子どもから高齢者まで、地域で気軽に集える場所があり、気軽に交流できる環境が整っている。 （略）	

	該当ページ	新（パブリックコメント後）	旧（パブリックコメント前）	修正理由
13	33 ページ	（参考）市の相談体制（平成 31 年 4 月～） 本計画に基づく「上越市版地域包括ケアシステム」の構築を進めるため、「すこやかなくらし包括支援センター」を木田庁舎から福祉の拠点である福祉交流プラザに移転し、専門職の集約を図り、健康福祉部の相談機能を一元化します。あわせて、こども発達支援センターや民間の関係機関とも一層の連携を図りながら、子どもから障害のある人、高齢者まで全ての人を対象とした「すこやかなくらし相談窓口」を 4 月 1 日に設置し、専門的かつ総合的・一体的な相談支援体制を整えることとしています。 ※「すこやかなくらし包括支援センター」が「福祉交流プラザ」へ移転することに伴い、関係条例の一部改正について、平成 31 年第 1 回（3 月）市議会定例会に上程しています。 【図の修正】	参考）市の相談体制（平成 30 年 12 月現在）	最新の情報に更新するもの
14	38 ページ	第 5 回策定委員会の開催日等について追記		最新の情報に更新するもの